

お知らせ

院内における携帯電話の使用許可区域について

当院では精密医療機器の誤作動防止や循環器系の心臓ペースメーカー装着患者さんへの配慮から、院内での携帯電話の使用を禁止しておりましたが、多くの病院で使用区域を限定して解禁していること。また、医療機器から1m以上離れていれば問題がないことが報告されていることなどから、当院におきましても患者サービスの一環として療養上の便宜を図る観点から、下記のとおり使用区域等を限定して携帯電話の院内での使用を解禁することと致しますので、3の注意事項を守り他の患者さん等への気配りなどマナーについてご協力をお願い致します。

なお、注意がお守りいただけない場合や治療に支障がある場合には使用をご遠慮いただきますのでご了承ください。

記

1 使用時間

午前6時から午後9時まで（病棟の起床時間から消灯時間）

2 使用許可区域（下記の標示のある区域）

- 1) 1階中央待合いホール売店までの通路窓側
- 2) 夜間救急通用口風除室
- 3) 病棟の面会コーナー、食堂（食事時間は除く）
個室（主治医の許可が必要です）

※ 4階西病棟の面会コーナーは使用できません。

8階東病棟については、面会コーナー・食堂・個室での使用はできませんので、8階西病棟の面会コーナーをご利用ください。

3 注意事項

- 1) 個室以外の病室、公衆電話コーナーでの使用は禁止します。
- 2) 使用許可区域以外では、電源はOFF（切る）にしてください。
- 3) 使用許可区域であっても他の患者さん等のご迷惑となりますので、マナーモード（着信音及び操作音を出さない）に設定してください。

4 実施日

平成18年9月1日から

病 院 長

職員各位

院内における携帯電話の使用許可区域について

当院では精密医療機器の誤作動防止や心臓ペースメーカー装着患者さんへの配慮から、院内での携帯電話の使用を禁止しておりましたが、多くの病院で使用区域を限定して解禁していること。また、医療機器から1m以上離れていれば問題がないことが報告されていることなどから、当院におきましても患者サービスの一環として療養上の便宜を図る観点から、下記のとおり使用区域等を限定して携帯電話の院内での使用を一部解禁することとします。

つきましては、携帯電話での問題の発生時の報告や使用許可区域であっても会話はなるべく短くする、周りの患者さん等への気配りなどマナーを守ってもらうことが重要となりますので、職員の皆さんには、マナー監視員としてモニターをお願いします。

特に、精密機器が多い手術室や病室付近での使用は禁止とし、使用許可区域以外では電源をOFF（切る）にすることと、使用許可区域であっても他の患者さん等への気配りのためにマナーモードに設定していただけるよう注意事項の周知にご協力をお願いします。

なお、注意がお守りいただけない場合や治療に支障がある場合には使用をご遠慮していただくこととしていますのでご承知おきください。

記

1 使用時間

午前6時から午後9時まで（病棟の起床時間から消灯時間）

2 使用許可区域（標示のある区域）

- 1) 1階中央待合いホール売店までの通路窓側
- 2) 夜間救急通用口風除室
- 3) 病棟の面会コーナー、食堂（食事時間は除く）
個室（主治医の許可がある場合）

（注）4階西病棟の面会コーナーは使用禁止とします。

8階東病棟については、面会コーナー・食堂・個室は使用禁止としますので、
8階西病棟の面会コーナーで使用させる。

3 注意事項

- 1) 個室以外の病室、公衆電話コーナーでの使用は禁止する。
- 2) 使用許可区域以外では、電源はOFF（切る）にする。
- 3) 使用許可区域であっても他の患者さん等のご迷惑となりますので、マナーモード（着信音及び操作音を出さない）に設定する。

4 実施日

平成18年9月1日から